

雨恋いのまち 鶴ヶ島



[PG D-4] 相談支援の基礎的理解Ⅱ

相談支援の仕組みと自治体職員の役割

鶴ヶ島市福祉相談課 藤川 雄一

<パラパラ漫画>



I 障害福祉分野における相談支援

1. 相談支援とは（手引き I-1）
2. 相談支援の仕組み（手引き I-2）
3. 相談支援における自治体の責務と役割（手引き I-3、4）
4. 相談支援を担う人材（手引き I-5）

II 相談支援に係る各種の事業等（手引き I-5）

1. 基幹相談支援センター
2. （自立支援）協議会

まとめ 相談支援体制の整備に向けて必要な取組

はじめに

この講義が生まれた背景

以前(自立支援法以前やサービス等利用計画の対象者拡大以前)、相談支援の研修は都道府県等の直営が基本であり、研修を市町村職員が受講していたり、都道府県担当職員が企画・運営に深く関与しているケースが多い状況があった。

都道府県にとって「相談支援」は

都道府県にとって「相談支援」は

「遠い」もの

熱い民間の専門職が担うもの

●役割

指定一般相談支援事業の指定権者
(でも、実績のある事業はほとんどない)
(事業者は増えない。むしろ減る傾向も)

相談支援従事者養成研修の実施
市町村と国の調整

⇒「相談支援は市町村」

しかし!

この講義で相談支援体制について地域といった場合は、相談支援体制の整備単位のことであり、市町村や障害保健福祉圏域等のことをいう。

・相談支援体制が十分作りきれていない地域が少なからずある。

⇒ 相談支援においても「市町村支援」が重要

・リアリティのある人材養成(=研修の実施)

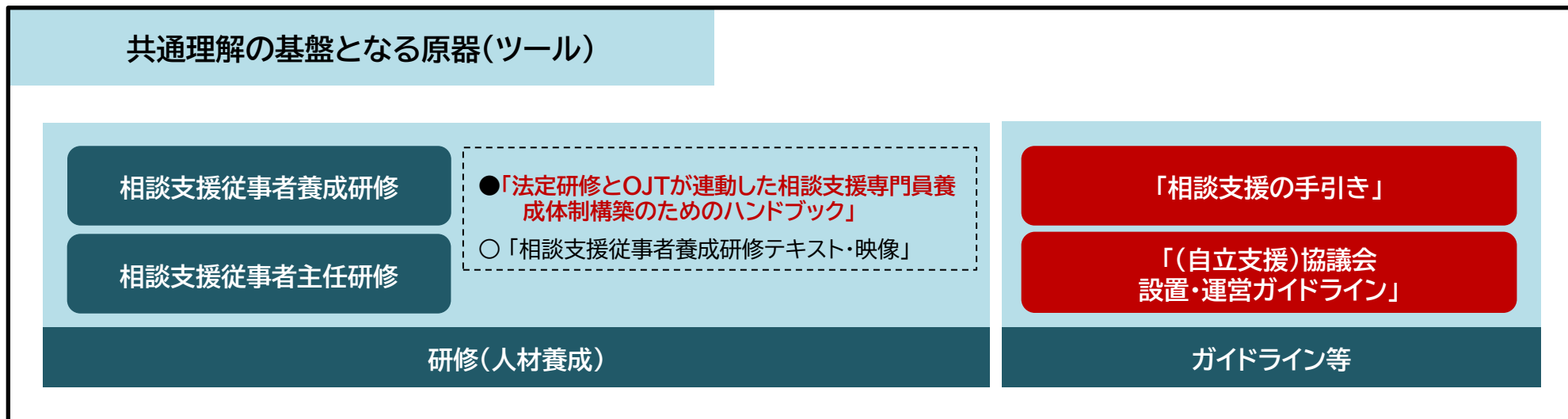
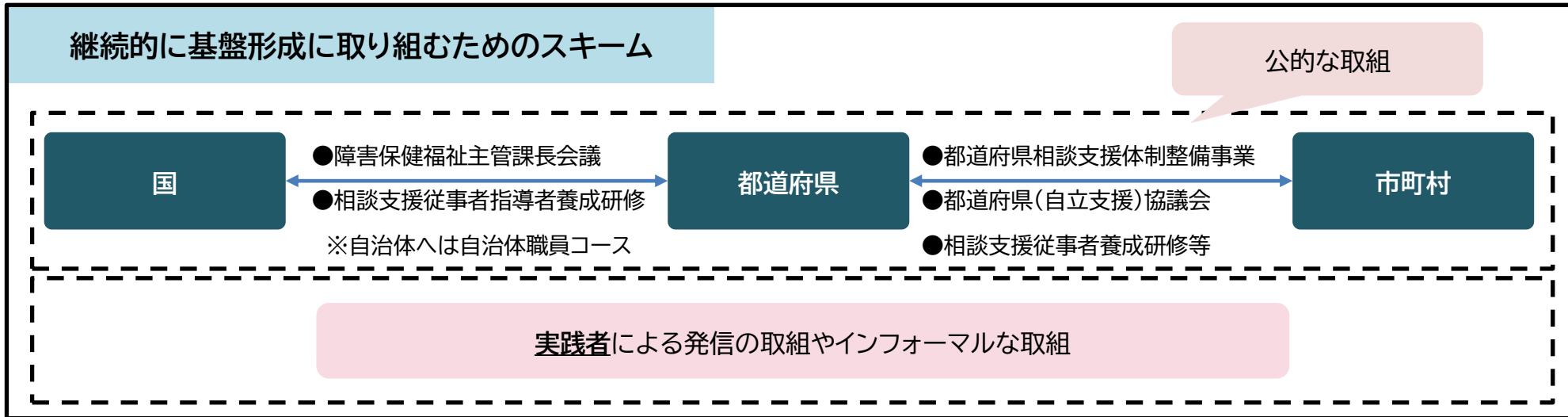
・研修と地域でのOJTが連動した人材養成

⇒ 担当者の相談支援への理解が必要

都道府県の中核となる(主任)相談支援専門員との協働が必要となるが、その際の共通理解、共通言語も必要。

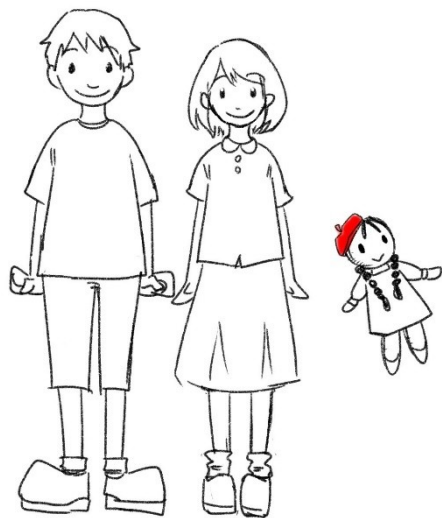
担当者の皆様に相談支援への理解を深めていただく内容を盛り込み、自身の事務や今後の自県で取組等を展開する上での参考としてもらおう。

⇒ 令和4年度研修から本講義を設定



I

雨恋いのまち
鶴ヶ島



障害福祉分野の相談支援の概要



I -1

相談支援とは

< 玉木講師の講義の復習です >

障害福祉分野の相談支援≡ソーシャルワークでありケアマネジメント

【ケアマネジメントとは】

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題(ニーズ)に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

※介護保険制度におけるケアマネジメントと違いは？

相談窓口（受付）



自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理します。
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧につなぎます。

どこに相談してよいかわからない場合は、市町村が基幹相談支援センターにまずは相談します。

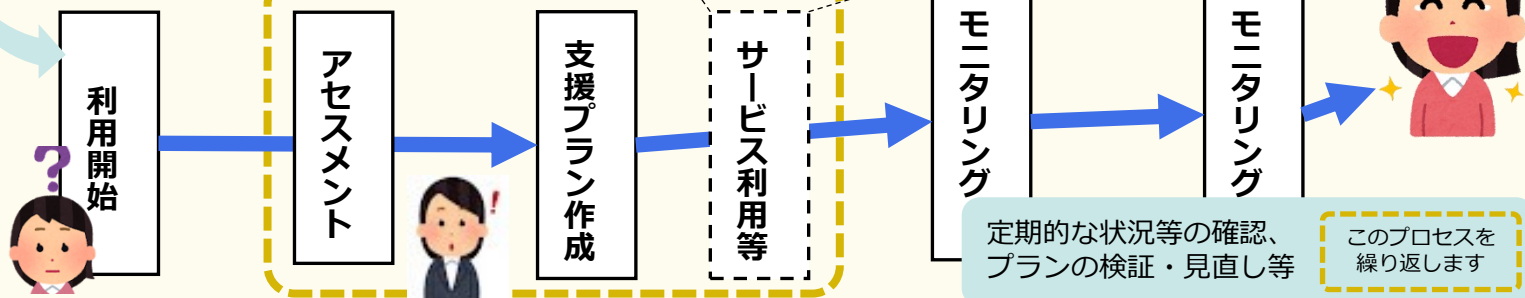
相談は本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談も受け付けます。

継続した相談支援

障害福祉サービス等を利用しない場合

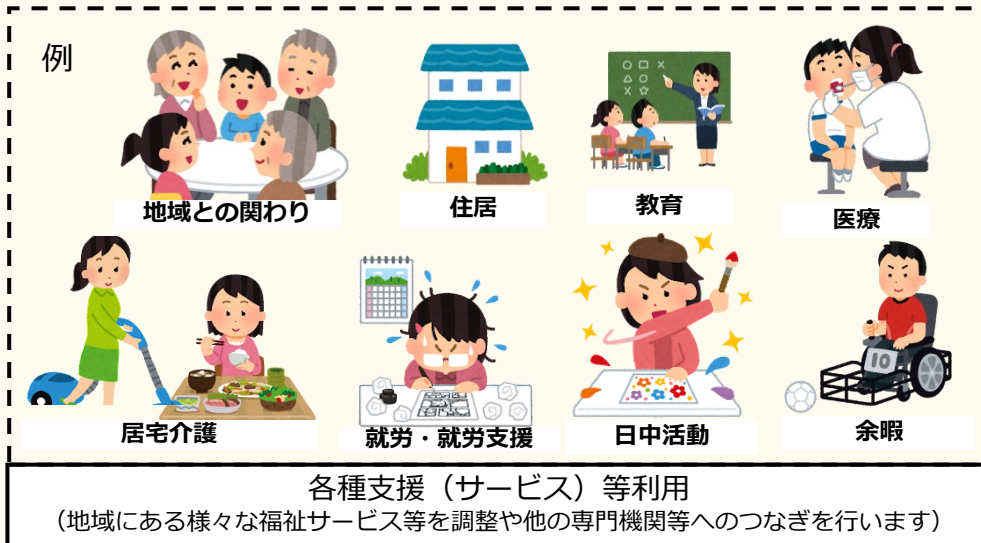


障害福祉サービス等を利用する場合



計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

- ① ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で（並行して）、
 - ② 面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。（エンパワメント・意思決定支援）
 - ③ 利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。
- このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。**



障害福祉分野の相談支援とは

① 現に解決すべき課題のある人の相談に応じ、その課題を解決すること。

② 潜在化している課題と、その課題を有する人、有する恐れのある人を把握し、課題を解決するとともに、予防的なアプローチで対応を行うこと。

③ 課題の原因を当事者の障害のみに帰結させず、課題は当事者を取り巻く環境(地域・社会を含む)にもあると捉え、それを踏まえた課題解決のアプローチを行うこと。

※課題には、現象としての「問題」だけでなく、当事者やその家族が自己実現を阻まれること、経験する機会がないこと、自己実現する希望を持たないこと等を含む。

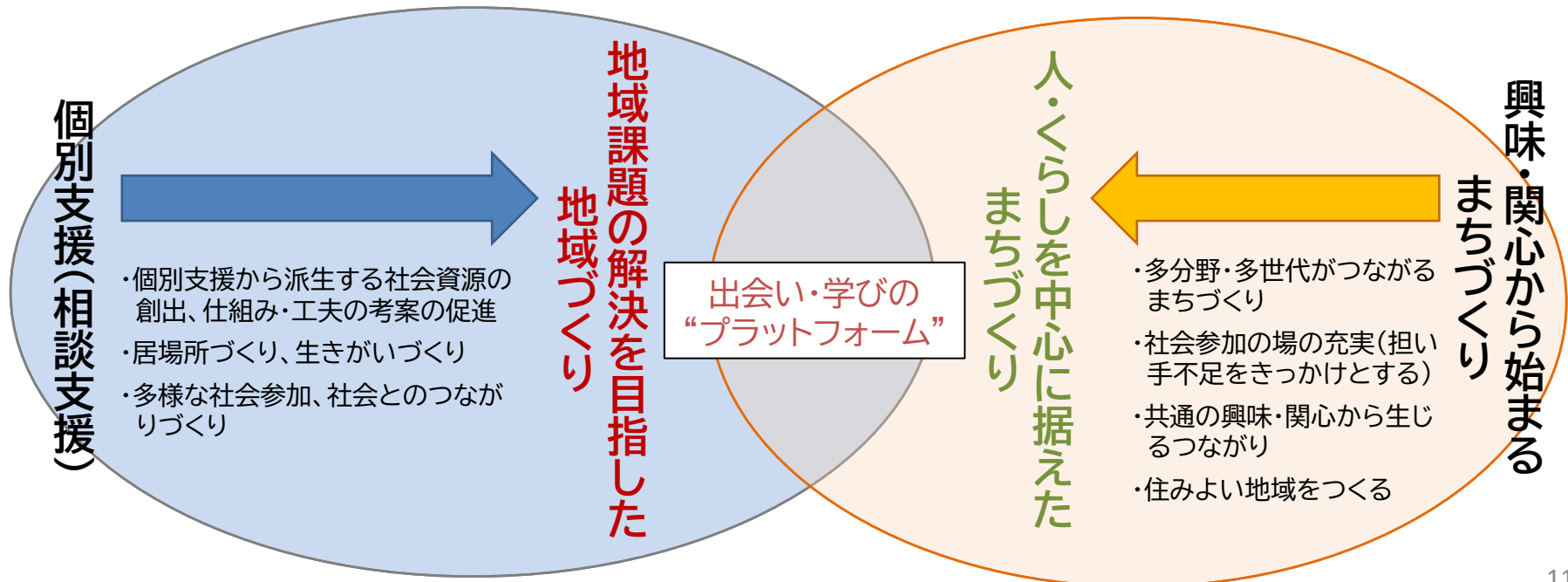
地域を基盤とした
ソーシャルワーク

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉(他者の幸せ)へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



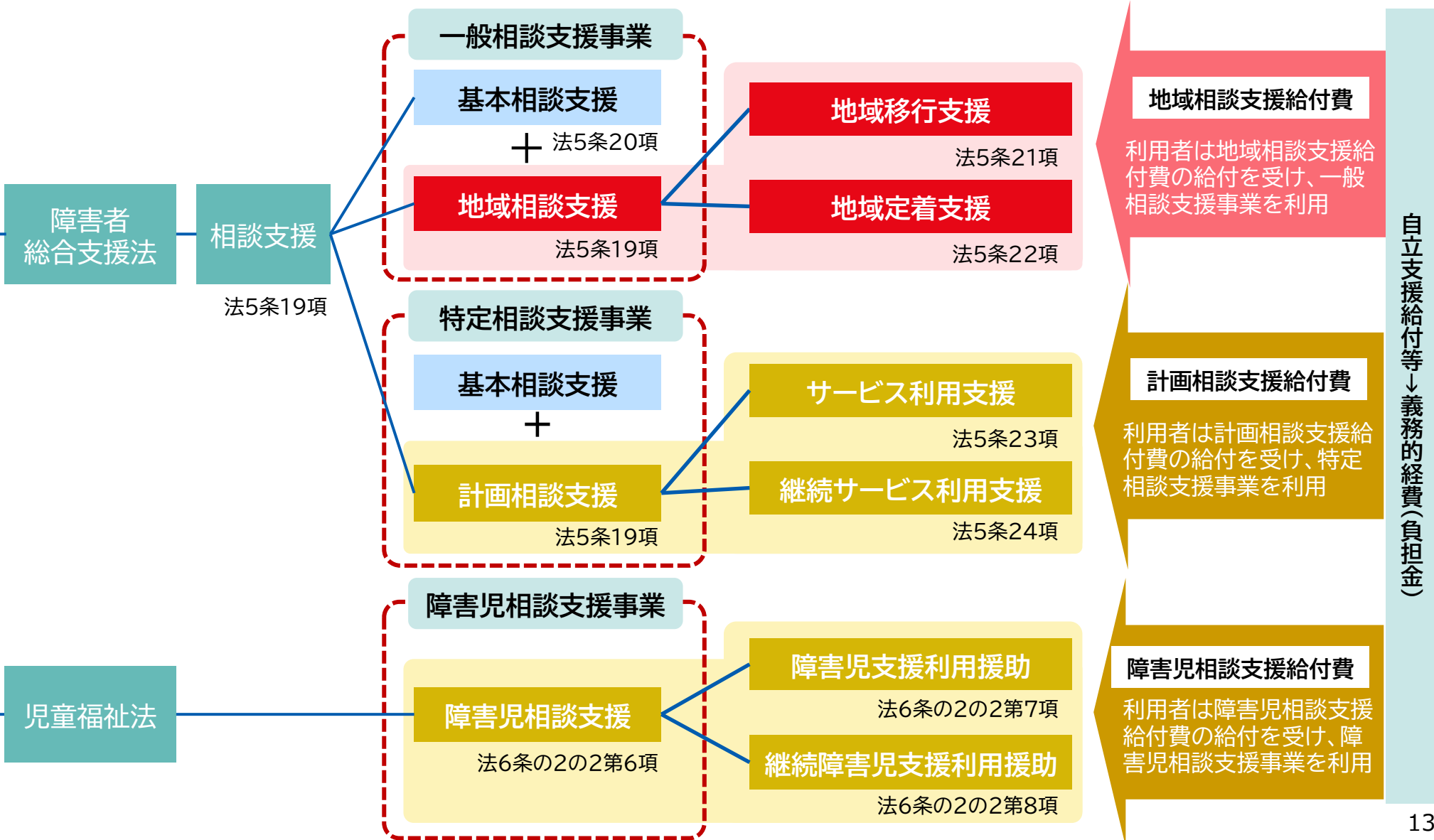
I -2

相談支援の仕組み

相談支援の体系 – 障害者総合支援法・児童福祉法における相談支援

この他、地域生活支援事業の中に、市町村が行う相談支援として、障害者相談支援事業、地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターが規定されている。

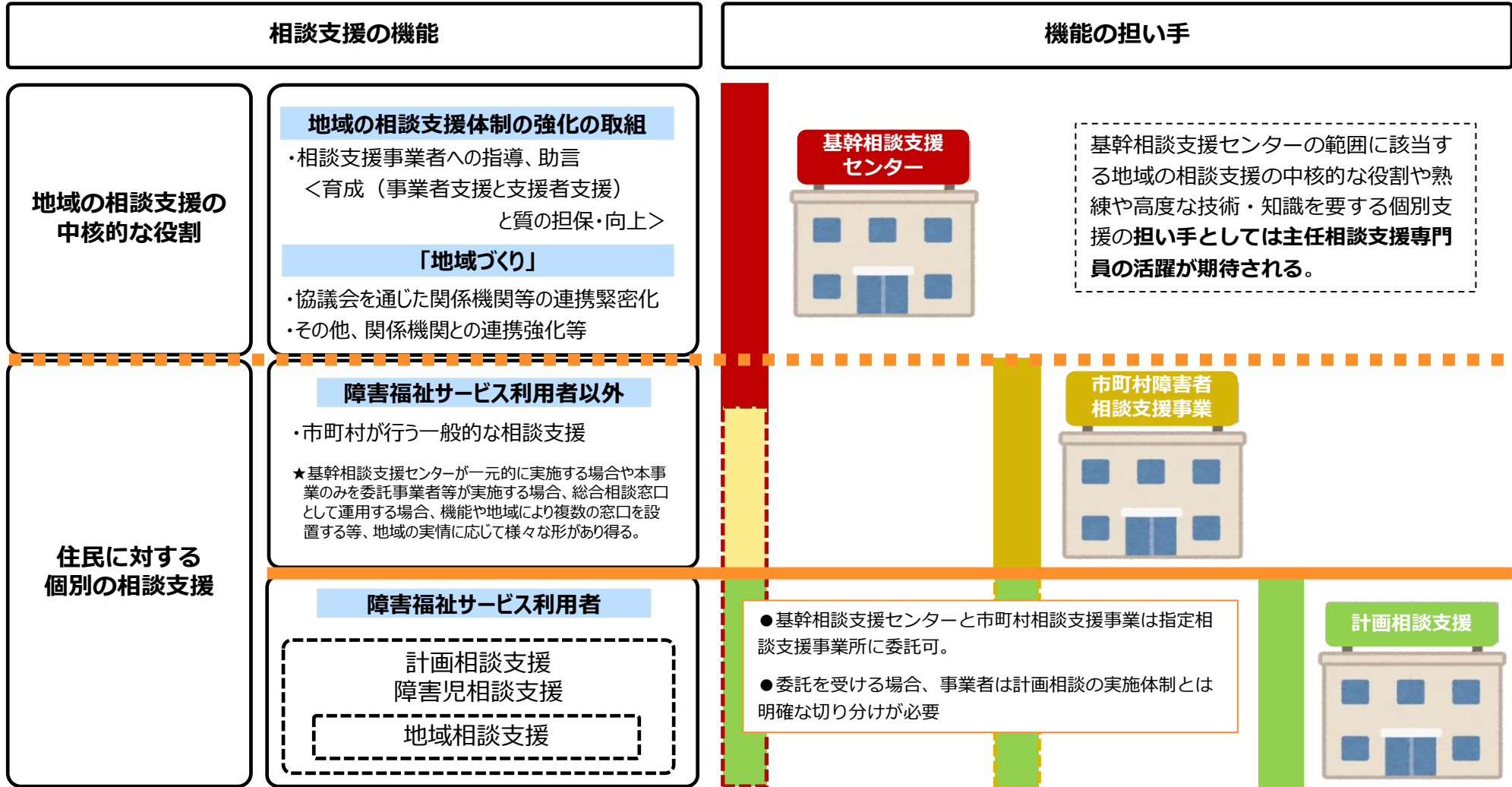
交付税+裁量的経費(補助金)



自立支援給付等↓義務的経費(負担金)

地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。



基本相談支援と地域生活支援事業の相談支援(1)

基本相談支援

(法5条19項)

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の主務省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

(規則第6条の11)

- ・訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下「介護者」という。)に係る状況の把握
- ・必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導
- ・障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整
- ・その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援

【参考】障害者相談支援事業（市町村の地域生活支援事業）

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、**障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げる成年後見制度利用支援事業を除く。）。(法77条1項3号)

基本相談支援と地域生活支援事業の相談支援(2)

市町村の責務等により行う一般的な相談支援事業

市町村の地域生活支援事業

(法77条1項3号)

障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げる成年後見制度利用支援事業を除く。）。

(規則第65条の10)

訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援

1 概要

(地域生活支援事業実施要綱 別記1-3 相談支援事業実施要綱のうち【別添1】障害者相談支援事業)

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な援助を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

【まとめ】「計画相談」と「委託相談」の違い

☑ 「計画相談」と「委託相談」に根源的な違いはない。

- 計画相談の対象者拡大は、相談支援を障害者に届けるために方策として編み出されたもの。その背景には財源確保がある。
- 自立支援給付(義務的経費)で相談支援を提供できる場合は、自立支援給付を活用したほうがよい=「計画相談」で実施可能なものは「計画相談」で実施する。

※計画相談を限定的に捉える考え方はとらないことを地域で共有する。

※「計画相談」で丁寧な相談支援が提供できるよう、事業所を支援する。

⇒ ・基本報酬において、機能強化型サービス費を算定する。

・体制加算、処遇改善加算を可能な限り算定する。

・適切なモニタリング実施期間を設定する。

・それでも臨時の対応が発生した場合は集中支援加算等を算定する。

・定期的に地域等で検討を行い、相談支援の関わりに当初のプランから変更が生じた場合にはモニタリング実施期間を適切に再設定する。

・事業所への制度情報の提供や制度説明を実施しているか
・指導・監査も活用しながら、運営支援(指導)をしているか

※基幹相談支援センターは、個別支援の業務を行う部分においては、「委託相談」と基本的に違いはない(ただし、基幹相談支援センターとは別に「委託相談」の業務を他事業所に委託する場合、基幹相談支援センターは地域の中核的な機関として困難ケース等に対応する役割と整理されている)。

全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

<厚生労働省資料を基に作成>

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等の重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書(平成14年3月31日、障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会)により提言され、その後、社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月26日)においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】

- ① **障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること**
- ② **障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながる**
- ③ **可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること。**

※平成26年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」から抜粋



サービス等利用計画はツール

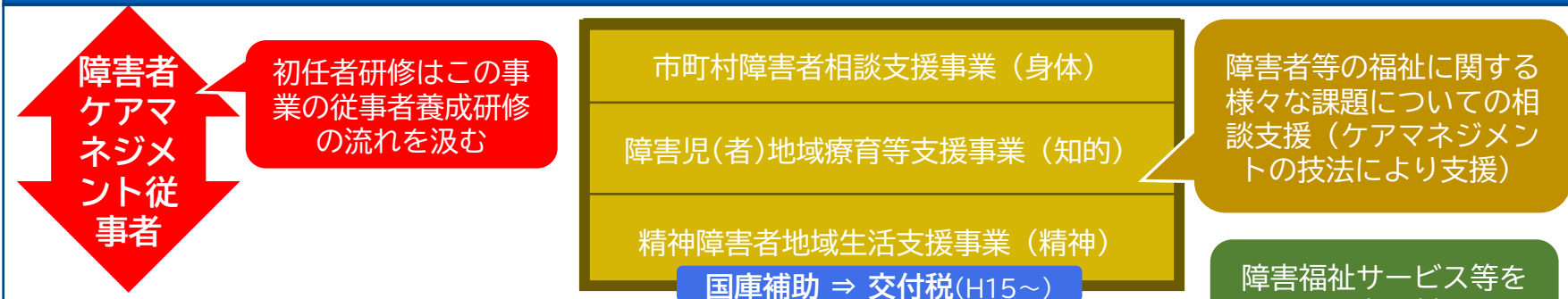
【目指すもの】

- 市区町村(わがまち)に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、**時に近くで深く寄り添い、時には遠くから見守る**ことのできる「相談支援専門員」という専門職が**身近にいる体制**を整えること。
- そして、**誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり**を目指すこと。

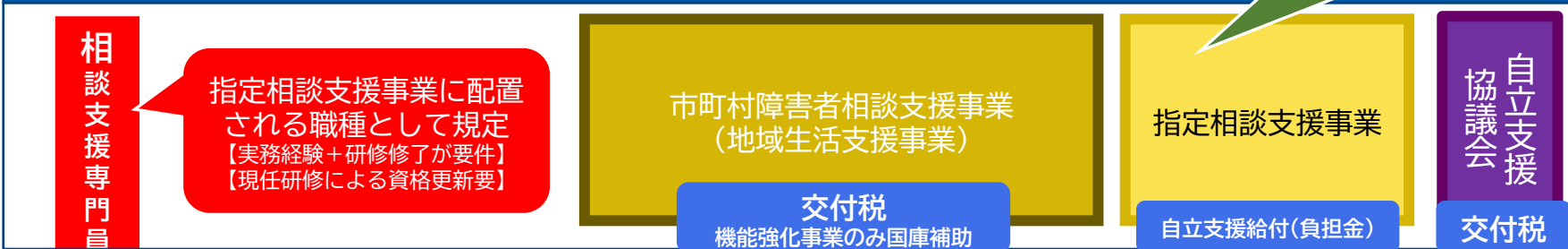
※計画相談支援・障害児相談支援は、障害福祉サービス等を利用するに当たってのサービスマネジメントの側面に光が当たりがちであったり、ともすると、サービスマネジメントに業務が特化する傾向にあるとも言われるが、対象者拡大を行った当初より、本スライドのような趣旨が強調されていたことに留意。**<計画相談と地域生活支援事業の相談支援にも根源的な違いはない>**

相談支援事業の成り立ち

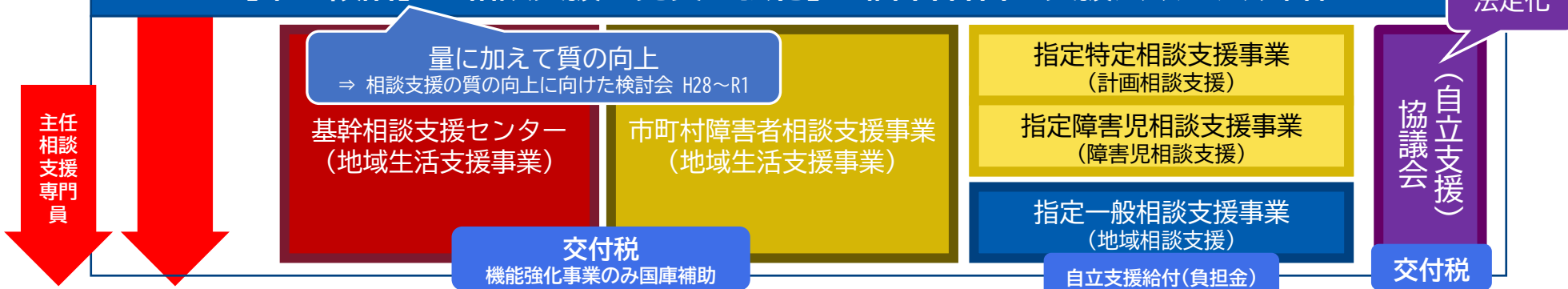
【第1段階】 障害福祉分野における相談支援の誕生



H18～ 【第2段階】 相談支援の法定化（障害者自立支援法）



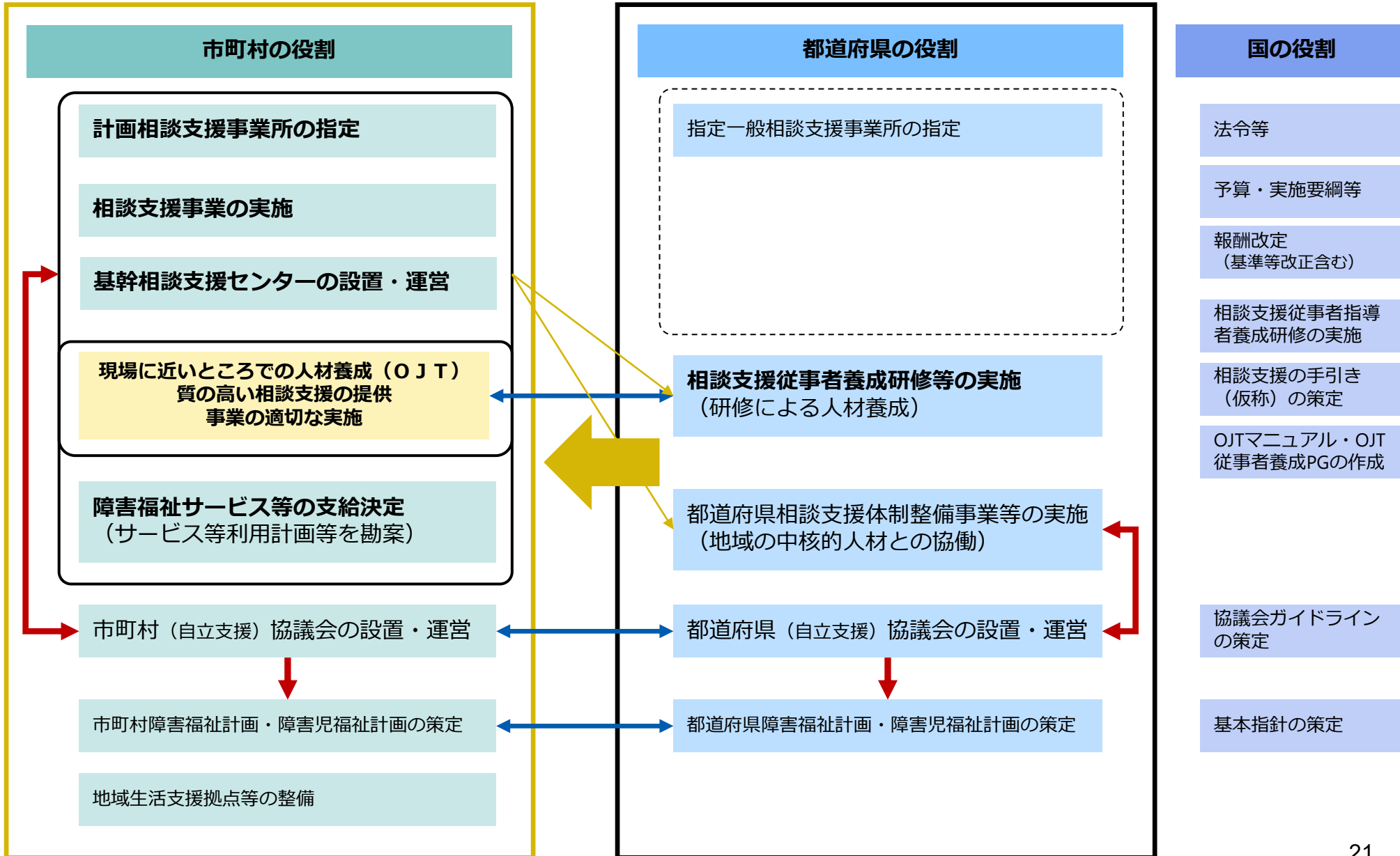
H24～ 【第3段階】 「相談支援の充実・強化」（障害者自立支援法改正法以降）



I -3

相談支援における自治体の責務と役割

相談支援に関する行政の役割



I -4

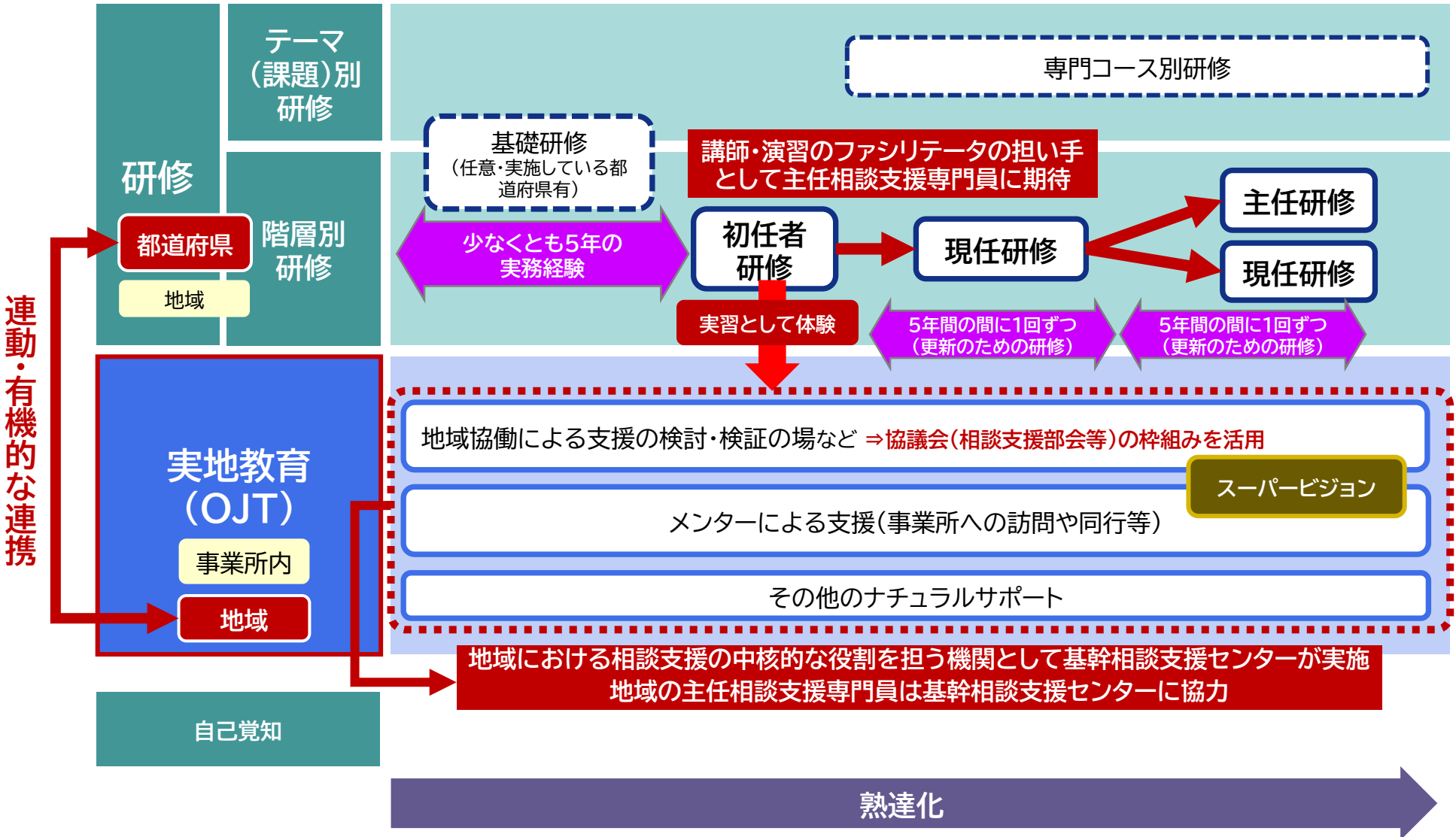
相談支援を担う人材

相談支援専門員の育成体系

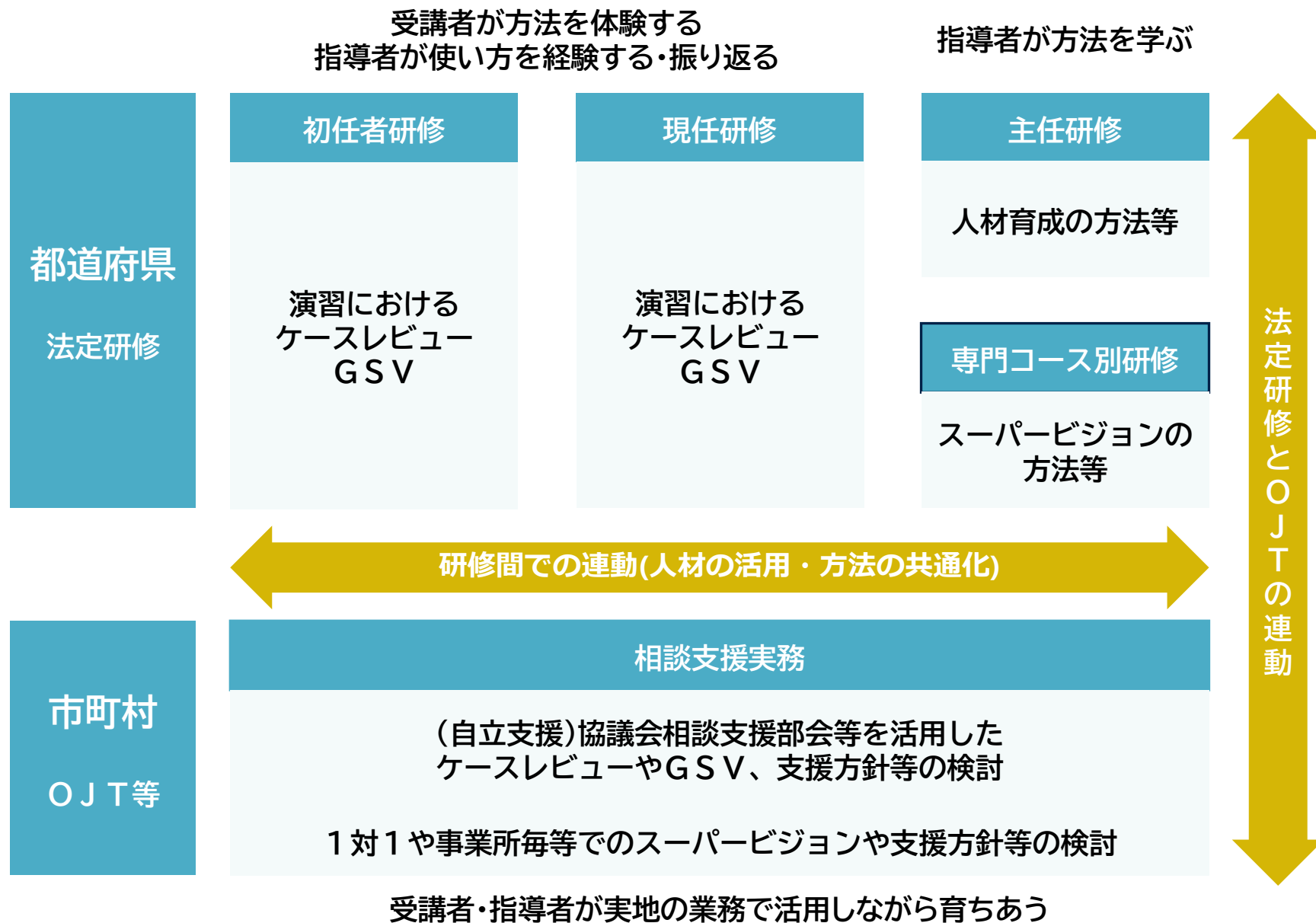
R2年度カリキュラム改正後

主任相談支援専門員はH30年度から

知っておきたい知識、身につけておきたい技能、常に基盤に置くべき価値について、最適な方法の組み合わせにより継続的に学び、気づきを得るなどの研鑽を行う体制を都道府県と市町村(圏域)、事業所が連携しながら構築。



法定研修と実地教育の連動(1)



法定研修と実地教育の連動(2)

都道府県

法定研修

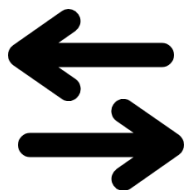
初任者研修

現任研修

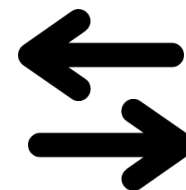
主任研修

専門コース別研修

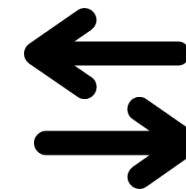
連動①
人材の連動



連動②
場の連動



連動③
方法の連動



市町村

地域での人材育成

課題①

人材育成に従事する人がいない

⇒ 主任相談支援専門員を配置し、その目配りが届く事業所・地域にするためには

課題②

人材育成に従事する人の活躍する場がない&人材育成を受ける場がない

⇒ 主任相談支援専門員がその役割を發揮できる場を設定するためにはどうしたらよいか。

課題③

人材育成と相談支援実務に用いる方法がない／汎化されない。

連動①人材の連動とは、法定研修で講師や演習講師を担い、法定研修の構造を学び、その知識や技術を地域での人材育成に活かすことを指す。

連動②場の連動とは、法定研修の実習の場として地域でのOJTを行い、人材育成に従事する人の活躍の場、人材育成を受ける場を指す。

連動③方法の連動とはケースレビューや支援方針等の検討、スーパービジョン等の手法を実務とOJT、研修で統一することを指す。

支援を共同で検討・進捗管理し、互いに支え合う取組例

【ケースレビュー】

- ・進行:主任相談支援専門員
- ・端的な報告と応答
- ・モニタリング期間の検討が重要
- ・新規プランは全ケース
- ・モニタリングは基幹と担当者で事前協議

【相談支援連絡会議(例)】

- ・週1回(最低2週に1回)・長くとも2時間以内
- ・基幹+全相談支援事業所+自治体担当者

- ① 新規相談者の受理判断【受理判断、緊急性、短期的な関わりの方向性】
- ② 新規(変更・更新)のプラン検討【アセスメント・本人等の意向(ゴール設定)・支援方針・支援内容等】
- ③ モニタリングの結果検討【支援経過(アセスメント)・本人等の意向(ゴール設定)・支援方針・支援内容等】
- ④ グループスーパービジョン【必要性に応じ実施、ただし人材育成のために必ず月1回は実施】
- ⑤ その他の検討事項(気になること等)
- ⑥ 連絡事項

【運営のポイント】

- ・雰囲気づくり(水平性等)
- ・参加者がメリット(学び、安心感・達成感、効率的な業務の推進等)を享受できること
- ⇒ 正しい運営方法の理解、参加者全体での共有が必須
- ◎業務負担感の低減、事務の効率化

【個別の事業所・相談支援従事者の支援】

- ① プランや支援の検討等【従業者数が多い場合等、事業所別にケースレビュー・スーパービジョンを行うこともある】
- ② 同行等による業務場面でのOJT【アセスメント・本人等の意向(ゴール設定)・支援方針・支援内容等】
- ③ 事業所の運営支援

事前
準備

検討会

フォロー
アップ

検討の場の設置・運営する際のポイント

□ 短時間・高頻度で行う。

⇒ この会議まで待てること／待てないことの区別ができるようになる。

⇒ より多くのケースを扱うことができるようになる。

⇒ それが学びとなって自ら取組むことができる範囲が増える

計画作成の時間が短縮される（語彙の選択等の表現力の問題、知識や事務手続き的な悩み等）

相談すべきこと／しばらく悩んでみることの仕訳ができるようになる

□ まずは共有からはじめる。【何でも話せる雰囲気づくりがとにかく前提となる】

⇒ 全員が端的に説明をするトレーニングを重視する。

いきなり丁寧な検討をすると、目的を見失った議論になりやすい。

⇒ その中に模範となるものを仕込んでいき、学びの機会とする（要は真似てもらう）。

※説明の仕方についても、プランの作成についても

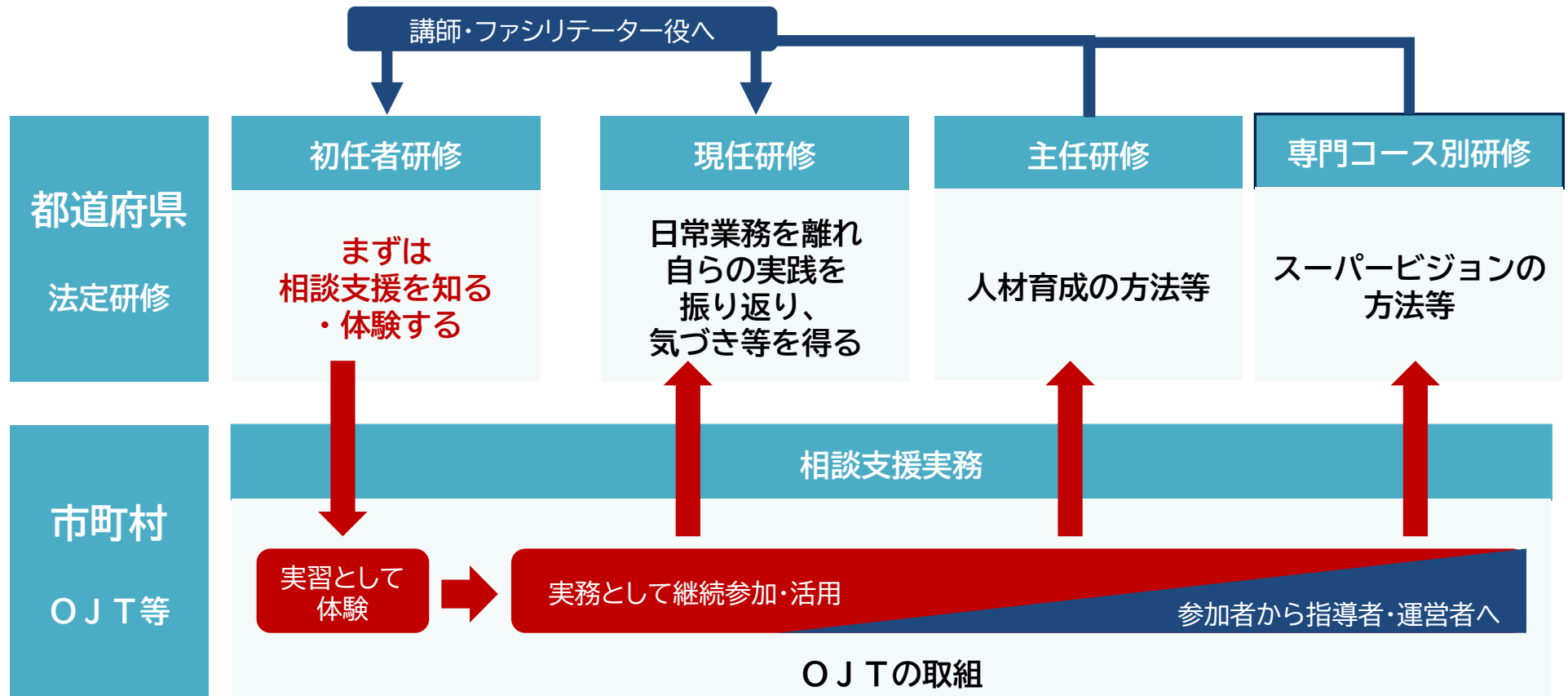
□ 県の研修講師や主任相談支援専門員が話し合い、研修での検討手法と現場での実践に用いる手法を揃える。

□ 検討の場の繰り返しだけでなく、研修等と組み合わせて実施する。

□ 参加メンバーのレベルは多様であることを意識する。

⇒ 一律のスキルアップを目指すことは難しい。※前後の関わりが重要となる人も出てくる

相談支援専門員の育ちからみた連動



現場での実践方法と研修での演習等の方法が連動することで、

【初級者】現場での腕の磨き方が具体的にイメージでき、初任者研修を通じて体験できる。

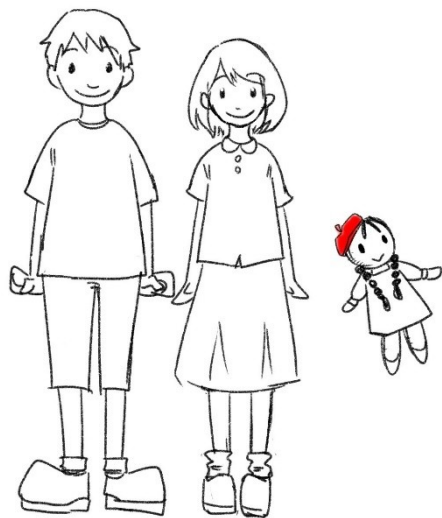
初任者研修終了後、研修内容を活かし、心理的ハードルも下げてOJTに臨むことができる。

【熟達者】これまで日常的に接してきた手法に基づくことで、OJTや研修等の指導者となるハードルが下がり、また技法を身につけやすくなる。

※将来的には、手法をさらにバージョンアップしやすくする土壌ができる。

II

雨恋いのまち
鶴ヶ島



相談支援に係る各種の事業等



Ⅱ - 1

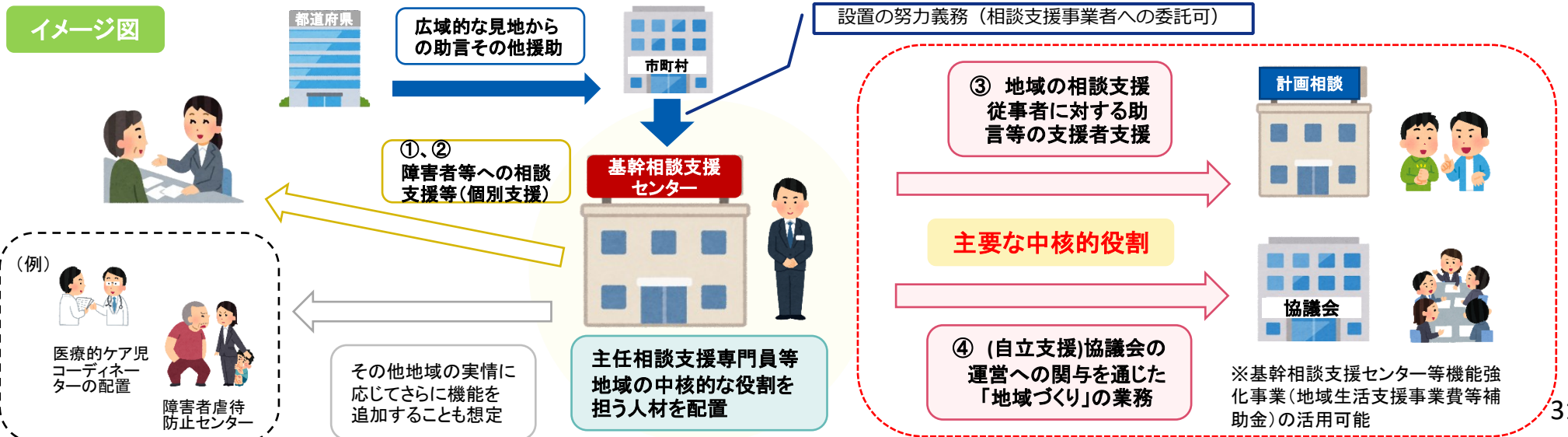
基幹相談支援センター

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

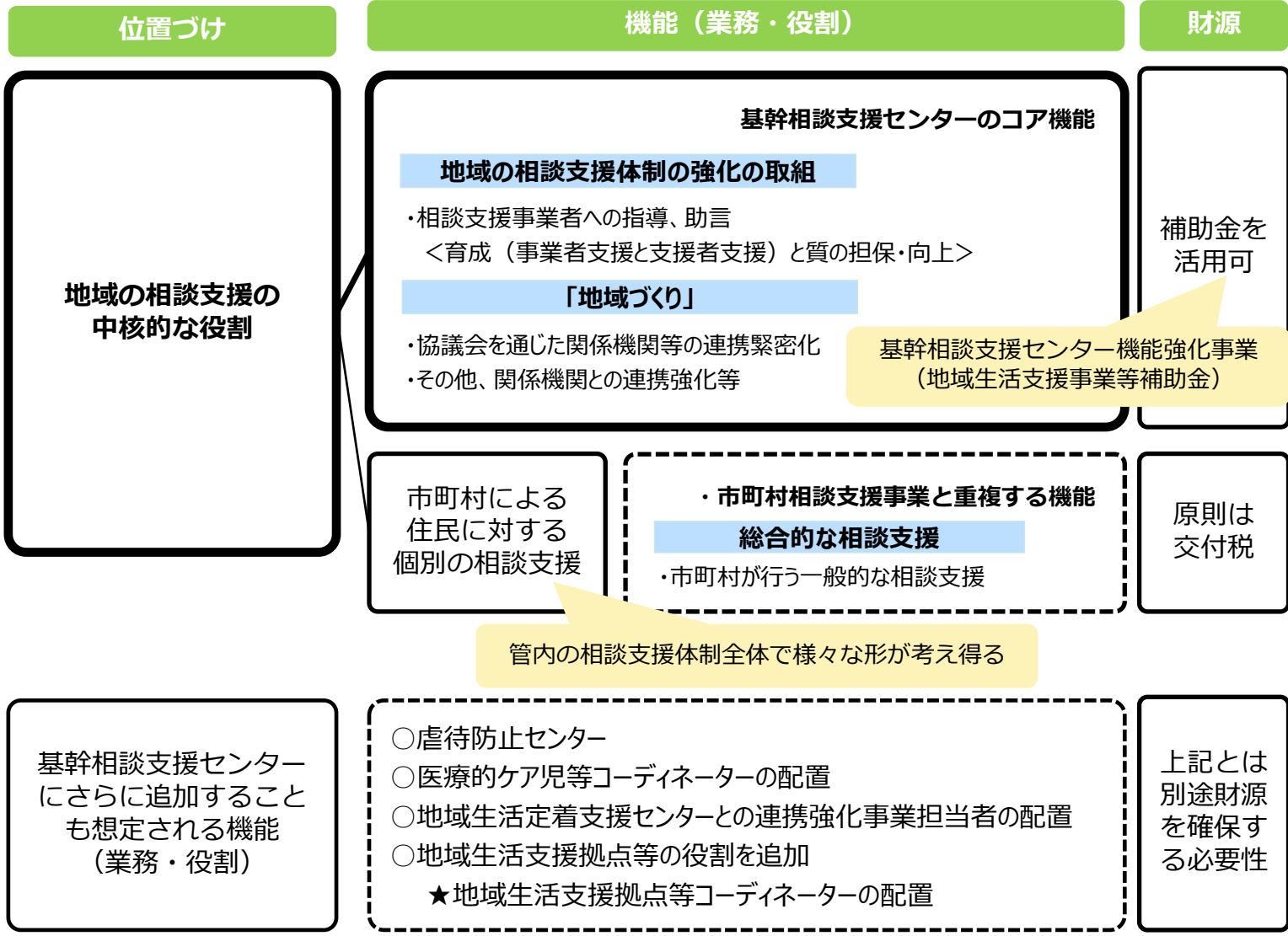
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。 ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② **他法**において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
- 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

イメージ図



基幹相談支援センターの役割（イメージ）



「基幹相談支援センターの設置」とは

☑ 「基幹相談支援センターの設置」に重要なのは、その機能が地域に存在するか、機能が十分発揮されているかである。

※ここで特に重要なのは、個別支援の機能ではなく、地域における相談支援の中核的としての役割

□ 基幹相談支援センターはそもそも施設として誕生したが、かねてより実践者から重要視されてきたのはその機能である。

□ 機能を重視するということは、そこに配置される人員と担う業務の種類・量を検討することがポイントである。特に個別支援と人材育成・地域づくりの業務については明確に分けて検討すること。

※これから設置する場合の一番の早道は「委託相談」を機能強化して基幹相談支援センターとすること。ただし、「これまでもその機能は果たしてきた／取組をしてきた」には注意が必要。

※複数の委託事業所があった地域で基幹相談支援センターを設置する場合は、地域における各機能の協議を丁寧に行い、そこに必要な人員を検討する。

※小規模自治体では、相談支援の包括化を検討するとともに、その中で障害福祉分野の専門性を担保する部分を基幹相談支援センター機能強化事業に委ねる。また、これまでの「委託相談」の地域を超えた広域連携を検討する。

Ⅱ -2 (自立支援)協議会

(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。(法第89条の3第5項) **新**
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。(法第89条の3第5項) **新**

(自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R7.4月時点)

市町村: 1,695自治体(設置率約97%)

※協議会数: 1,222箇所

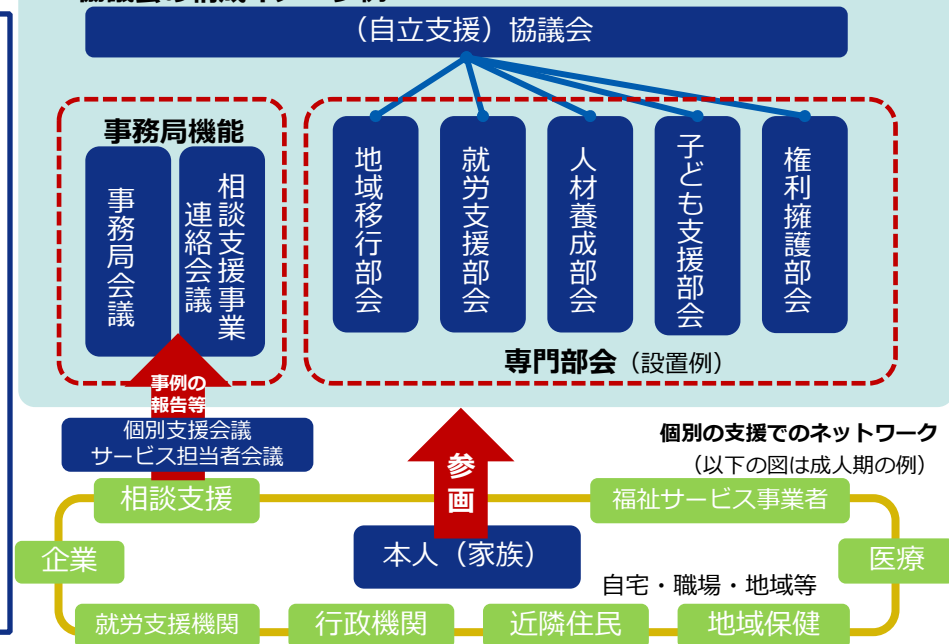
都道府県: 47自治体(設置率100%)

- ※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民、身体障害者相談員、知的障害者相談員 等

協議会の構成イメージ例



「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(令和6年3月29日 障発0329-26)

都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

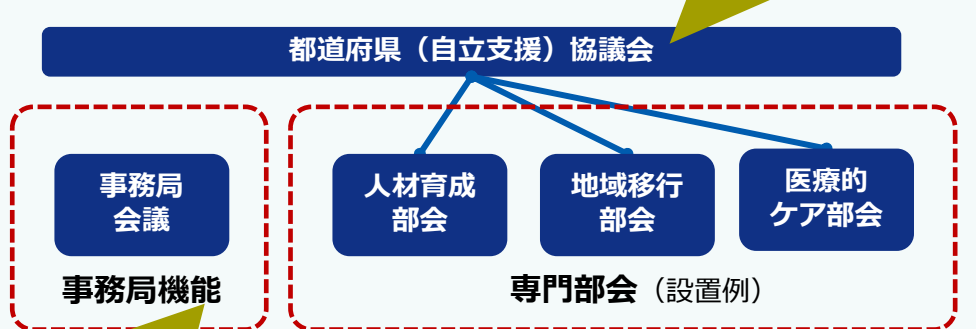
都道府県協議会の主な機能

- ① 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ② 都道府県内における相談支援体制の整備状況、課題及びニーズ等の把握
- ③ 都道府県内における関係機関の連携強化
- ④ 都道府県内における広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ⑤ 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議

留意点

- (1) 都道府県協議会は、市町村協議会との効果的な連携に努めるとともに、広域的で解決すべき課題等を共有し、その課題を踏まえて支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
 - ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
 - ・市町村協議会の効果的な連携に努め、市町村協議会から報告のあった課題等に留意して各種取組を実施すること。
 - ・都道府県の担当部署と都道府県相談支援体制整備事業に従事する者や管内の基幹相談支援センターの代表者が密接に連携しながら事務局運営を行うこと。
- (2) 都道府県の広域的な相談支援体制及び管内市町村の相談支援体制の強化を図るため、以下の取組を実施すること。
 - ・都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等についての協議(市町村等の地域で実施されるOJTとの有機的な連携等を含む)
 - ・都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援の内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
 - ・管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言
 - ・相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議(離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。)
- (3) 都道府県の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
 - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

都道府県協議会の構成イメージ例



相談支援体制整備事業アドバイザーや管内機関機関相談支援センターの参画

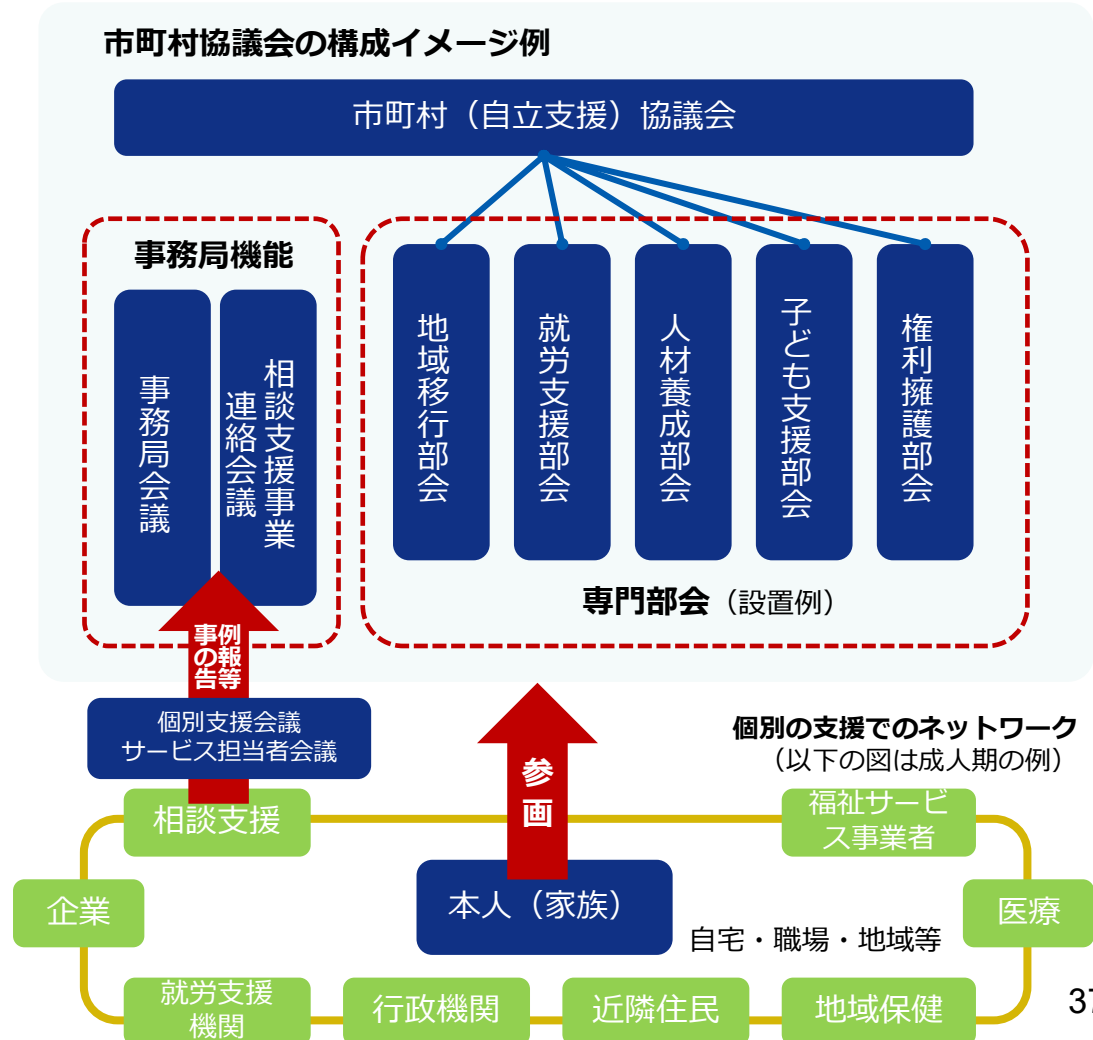
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(令和6年3月29日 障発0329-26)

市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域課題の抽出、把握及び共有
- ③ 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要なに応じた助言等
- ⑦ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携等



□ リアリティのある地域課題を抽出し、解決策を検討する

□ すでに課題解決に向けた体制が出来上がっている場合は、それをバージョンアップさせる。

そうでない場合は

□ まずは地域の課題の蓄積から始める。〈部会の活性化から取り組む〉

- ・人材育成・質の向上に向けた取組と連動させて行うことが効果的。
- ・まずは相談支援のネットワークの中での取組から始める。

□ 抽出された課題のうち、地域で協働しながら解決に取り組むことができそうなものを選ぶ。

- ・全て解決策は市町村で、となるような課題は選ばない。
- ・具体的な取組の開始まで時間を要するような課題は選ばない。
- ・多くの関係者が前向きになる(同じ方向を向けそうな)課題を選ぶ。

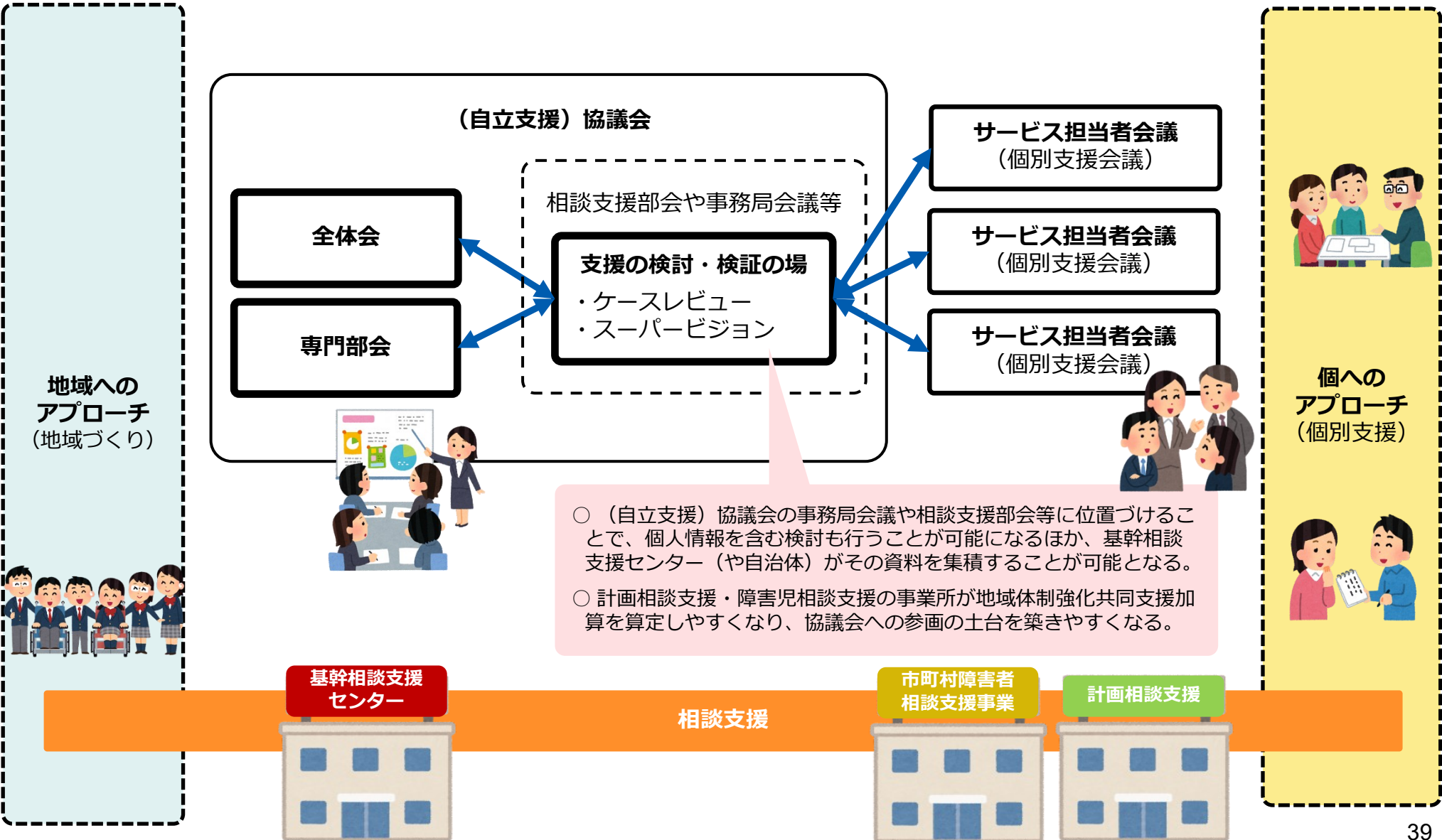
□ 最初から完璧な形を作ろうとせず、バージョンアップさせてゆく視点を重要にする。

- ・関係する者(メンバー)は徐々に増やす。
- ・ミッションを共有することを常に心がける。
- ・多様な視点や立場を受け入れ、尊重する。良い関係性を構築する。

※他の一般的な会議とは別物と考える。できるだけ小回りの利く協議会とする。

地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。



- （自立支援）協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、地域差や形骸化が指摘されており、一定の標準的な手法の提示や活性化が求められているが、その実態の把握や形骸化の要因分析は行われていなかった。
- こうした状況を踏まえ、障害者総合推進事業において、（自立支援）協議会の実態調査を行ったうえで、設置運営に関する標準的な方法や検討方法について取りまとめた「設置・運営ガイドライン」を作成。（令和6年3月に初版を発出）

掲載先（厚労省HP）：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/kyougikai.html

（自立支援）協議会の役割と機能

- 「支援体制整備と地域づくりの視点」が協議会の目的として明確に定義されているか
- 協議会の6つの機能（情報共有・調整・社会資源の開発・人材育成・権利擁護・評価）が整理・実行されているか
- 協議会メンバーに守秘義務を課す仕組みや個人情報の取扱いが導入されているか（※）

市町村（自立支援）協議会の進め方

- 行政と基幹相談支援センターをパートナーとする「事務局体制」となっているか
- 地域課題を「個別支援事例」から収集し、協議に活かすプロセスが確立しているか
- 多様な関係者（相談支援、福祉、医療、保健、教育、当事者等）が構成員として適切に参画しているか

市町村（地域）と都道府県の効果的な連携

- 都道府県体制整備事業のアドバイザーを活用して、市町村（圏域）に必要なバックアップを行っているか
- 地域課題を市町村から都道府県協議会へ定期的に報告しているか
- 都道府県の機能である「人材の確保・養成、育成支援」に関して、地域の実態把握に基づいた人材育成体制を確保しているか

都道府県（自立支援）協議会の進め方

- 都道府県協議会において、市町村の課題やニーズが網羅的に共有・分析されているか
- 研修体制（相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者など）が体系的に構築されているか
- 「めざす姿（ビジョン）」を都道府県として明確化し、地域づくりに資する体制整備が行われているか

（※）個人情報の取扱い

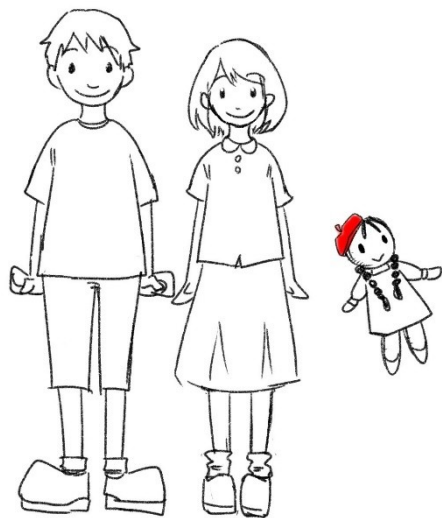
協議会における検討を活性化させるため、障害者総合支援法の改正（法第89条の3第3項・4項・5項）により、

- ・協議会は関係者に協力を求めることができ、関係者はこれに応じることについて努力義務化、
- ・あわせて守秘義務を課した。

個人情報の取扱いは本人の同意が原則。

ただし、一定の要件を満たした場合、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外（法令に基づく場合）等に該当し、本人の同意を得ずに第三者に情報提供可能。令和7年5月にガイドラインを改定し、この取扱いについて明記。

雨恋いのまち
鶴ヶ島

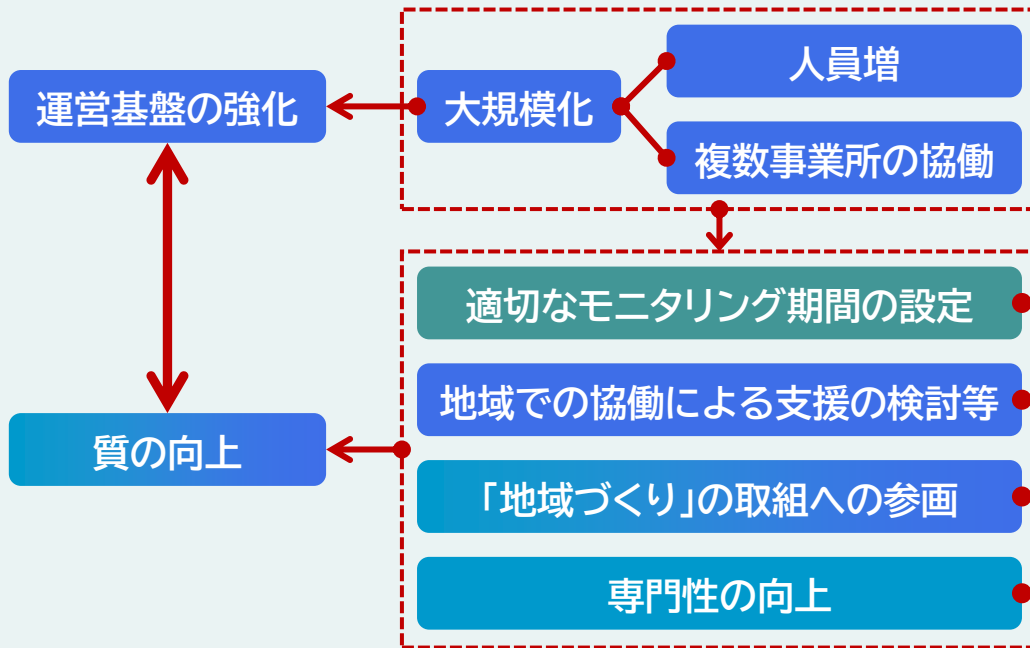


相談支援体制の整備に向けて必要な取組



安定的で質の高い相談支援を提供する体制づくりのポイント

【(計画)相談支援事業所】



【地域生活支援拠点等】

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするための地域の体制整備

【(自立支援)協議会】

定期的な支援等の検討や協議の場

専門部会等

相談支援部会等

地域(生活)課題解決に向けた協議

地域(生活)課題解決に向けた取組

【市町村】

相談支援体制の整備

サービスの提供体制の整備

適切な支給決定

整備や
実施の
主体

必要な量の把握

計画的体制整備

質の担保

事業者支援

【基幹相談支援センター】

専門性や
継続性を
活かして
市町村と
協働

協議会事務局

相談支援事業所の支援等

【事業所の相談支援従事者】

安心して働くことができる

仕事で成果を得られる

仕事にやりがいを感じる



利用者の希望する暮らしの実現

いわゆる「地域共生社会の実現」

【(計画)相談支援事業所(の体制や業務)】

運営基盤の強化

大規模化

人員増

複数事業所の協働

主任相談支援専門員の配置

質の向上

適切なモニタリング期間の設定

地域での協働による支援の検討等

「地域づくり」の取組への参画

専門性の向上

<地域の取組への参画・地域のネットワークへつながる>

都道府県が関与する（市町村支援を実施する）必要性と方法①

障害者総合支援法において、**相談支援体制は基本的に地域（市町村）が実施したり、体制を整備するもの**となっており、都道府県の役割は限定的であったが、小規模自治体を中心に体制整備等に困難を抱える市町村があり、市町村間でのばらつきが顕著に見られる現状がある。そのため、広域的見地等から都道府県が市町村を支援する必要性がある。

市町村の悩み・要望等

どのように体制整備してよいかわからない

何がなんだかわからない（五里霧中）

事業の実施方法がわからない

従事する人材がいない・見つけれない

補助金や報酬等の活用法がわからない

そもそも相談支援がわからない

人材育成は都道府県でやってほしい

所掌業務が多く、余裕がない

庁内に積極的に取り組める環境がない

市町村支援の方法（概念的理解）

知る

管内の現状を把握する

管内の現状を分析し、課題抽出や検討を行う

考える

把握した管内の現状や課題をフィードバックする

管内自治体・事業所の情報交換の場を設ける

気づく

管内自治体・事業所のネットワーク作りをする

国の施策動向等を伝える

他都道府県の状況や好事例等（実践）を伝える

支え合う

相談支援の業務について学ぶ場を設ける

職員だけでは難しい場合、都道府県（自立支援）協議会や都道府県相談支援体制整備事業等を活用し、民間と協働する【例：相談支援専門員協会等の相談支援に係る職能団体、管内基幹相談支援センター連絡会等】。

都道府県相談支援体制整備事業

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

旧

事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

留意事項

- ・都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

新

事業内容

- ・地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた助言、調整
- ・基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術指導等
- ・協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた助言等（地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。）
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等（基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む。）
- ・相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- ・都道府県が設置する協議会（以下、「都道府県協議会」という。）の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施（例：都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務）

留意事項

- ・都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- ・都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。